

瀬戸市告示第 27 号

平成 20 年瀬戸市告示第 36 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
 収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、令和 2 年 4
 月 1 日から施行する。

令和 2 年 3 月 30 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
 線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>		<省略>	
瀬戸蔵ミュージアム入館料 の徴収事務	<u>JNP瀬戸蔵パ ートナーズ</u>	瀬戸蔵ミュージアム入館料 の徴収事務	公益財団法人瀬 戸市開発公社
瀬戸蔵ミュージアムでの瀬 戸市刊行物等売払代金の徴 収事務	<u>JNP瀬戸蔵パ ートナーズ</u>	瀬戸蔵ミュージアムでの瀬 戸市刊行物等売払代金の徴 収事務	公益財団法人瀬 戸市開発公社
瀬戸蔵駐車場使用料の徴収 事務	<u>JNP瀬戸蔵パ ートナーズ</u>	瀬戸蔵施設等使用料及び駐 車場使用料の徴収事務	公益財団法人瀬 戸市開発公社
<省略>		<省略>	
保育所使用料の収納事務	株式会社トット メイト	保育所使用料の収納事務	株式会社トット メイト
病児保育施設利用料の徴収 事務	<u>株式会社トット メイト</u>		
犬の登録手数料及び狂犬病 予防注射済票の交付手数料 の徴収事務	公益社団法人愛 知県獣医師会 <u>瀬戸尾張旭長久 手獣医師会</u> <u>もりやま犬と猫 の病院</u>	犬の登録手数料及び狂犬病 予防注射済票の交付手数料 の徴収事務	公益社団法人愛 知県獣医師会 <u>瀬戸尾張旭長久 手獣医師会</u> <u>川合動物病院</u>
<省略>		<省略>	

